

一般財団法人日本救急医療財団事業推進総括委員会規程

(総則)

第1条 一般財団法人日本救急医療財団（以下「本財団」という。）定款（以下単に「定款」という。）第49条の規定に基づき、一般財団法人日本救急医療財団事業推進総括委員会規程を次のように定める。

(設置及び目的)

第2条 本財団に、定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業を達成するため設置する委員会を統括し、円滑な運営に資するため一般財団法人日本救急医療財団事業推進総括委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第3条 委員会は、本財団に設置する各委員会の設置、廃止及び人選を行う。

2 委員会は、官庁、公共機関及び民間企業からの研究及び委託事業の受託、担当委員会の指定、経費の配分等を審議決定し、かつ各年度毎に各委員会からの活動報告を審議する。

(委員及び組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる各機関の役職者等にある者を理事長が委嘱する。

- (1) 本財団理事長 1名
- (2) 本財団副理事長 2名
- (3) 本財団担当常務理事 1名
- (4) 日本救急医学会代表理事 1名
- (5) 本財団の理事、評議員のうちから理事長が指名する者 3名以内

2 委員会に委員長を置き、本財団理事長がこれに当たる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員会の委員は、本財団に設置する他の委員会の委員を兼任することができない。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(任 期)

第6条 委員会の委員の任期は、第4条第1項各号に定める役職等の在職もしくは在任中とする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月15日一部改正する。

附 則

この規程の変更は、平成24年 4月 1日より施行する。